

「見える化」の検討を始めるにあたって

1. 「見える化」^{*1}とは

商品・サービスに伴う温室効果ガス排出量を定量的に可視化することであり、これにより、消費者による商品選択の際の1つの判断基準となり、より省CO2の商品・サービス選択が促されることが期待される。

これに加え、例えば、

- ① 製造事業者による商品の製造・運搬・使用・廃棄時の省CO2化の推進
- ② カーボン・オフセットとの組み合わせにより、カーボンニュートラル商品、さらにはカーボンマイナス商品の普及も期待される。

2. なぜ、いま、「見える化」か

京都議定書目標達成計画における6%削減目標の達成のため、また、いわゆる福田ビジョンにおいて、我が国としても、2050年までに、現状から60%～80%の削減目標が示されたことを踏まえ、あらゆる部門における地球温暖化防止に関する対策・施策を加速化・強化し、さらに長期的・継続的な排出削減を行うことで、低炭素社会を目指していく必要がある。

本年6月に公布された地球温暖化対策推進法の一部改正法では、第20条の6において、見える化促進の努力規定が盛り込まれ、また、福田ビジョンにおいても、見える化に関し、カーボン・フットプリント制度などの国際的なルール作りに積極的に関与し、また、来年度から試行的な導入実験を開始することとされている。

カーボン・フットプリント制度については、ISO化に向けた議論が今後開始される予定であり、こうした動向も踏まえ、見える化の推進により、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化を図り、具体的な行動の

*1 商品、サービスの製造から廃棄までのライフサイクルの二酸化炭素排出量を表示することをカーボンフットプリントという。「見える化」はこれを含む、より広い概念。

促進、ライフスタイルの変革につなげていくことが重要な課題になっている。

(参考) 改正地球温暖化対策推進法

第20条の6 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下この条において「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

(参考) 「低炭素社会・日本」をめざして（福田ビジョン）

(長期目標)

(前略) 日本としても、2050年までの長期目標として、現状から60%～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指してまいります。

(後略)

(見える化)

(前略) 我が国としても、このカーボン・フットプリント制度などの国際的なルールづくりに積極的に関与して、そして、我が国の国内での削減を進めるために、来年度から試行的な導入実験を開始したいと思っています。(後略)